



福岡県医発第283号（地）

平成18年 5月12日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



小児慢性特定疾患治療研究事業における気管支喘息の
取扱いに係る告示の一部改正等について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

本件は、「児童福祉法第21条の9の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）」に定める、気管支喘息の疾病の状態の程度に係る基準の一部を改正するとともに、気管支喘息の疾病の状態の程度に係る基準における留意すべき事項を新たに定めたものであります。

つきましては、本件につきまして会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

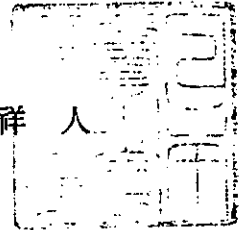
担当理事 毛利康茂・蒲池 壽

日医発第88号（地Ⅲ14）
平成18年4月26日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥 人



小児慢性特定疾患治療研究事業における気管支喘息の取扱いに係る
告示の一部改正等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より、各都道府県、指定都市、中核市母子保健主管部（局）長宛に通知がなされ、本会に対しても、周知、協力方依頼がありました。

本件は、「児童福祉法第21条の9の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）」に定める、気管支喘息の疾病の状態の程度に係る基準の一部を改正するとともに、気管支喘息の疾病の状態の程度に係る基準における留意すべき事項を新たに定めたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件の主旨をご理解いただき、貴会管下郡市区医師会等への、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



平成18年4月12日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 母子保健課長

**小児慢性特定疾患治療研究事業における気管支喘息の取扱いに係る
告示の一部改正等について**

平素より御世話になっております。

小児慢性特定疾患治療研究事業については、児童福祉法の規定に基づき、児童福祉法第21条の9の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）に定める患児を対象とし、平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知新たな小児慢性特定疾患対策の確立についての別添「小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」により事業を実施しているところであります。

今般、別添のとおり、上記告示の一部を改正するとともに、告示に定める気管支喘息の基準における留意事項に関する課長通知を各都道府県、指定都市、中核市母子保健主管部局長あて発出いたしましたので、当該事業の円滑な実施にあたり、特段の御協力と御高配をお願いいたします。



雇児母発第0330002号

平成18年3月30日

都道府県
各 指定都市
中 核 市

母子保健主管部（局）長殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課長



「児童福祉法第21条の9の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）」の改正等について

今般、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患及び疾患の状態を規定する標記告示について気管支喘息の疾病の状態の程度に係る基準の一部を別添のとおり改正するとともに、気管支喘息の疾病の状態の程度に係る基準における留意すべき事項を新たに下記のとおり定めたので、関係団体等に対し、これが周知徹底を図り、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 気管支喘息の疾病の状態の程度については、今般、別添告示に示すとおり、「エ 概ね1ヶ月以上の長期入院療法を行う場合」という項目を追加したところであるが、申請に当たっては、次の要件を満たした上で、その旨を医療意見書の「今後の治療方針」欄に記載し、又は資料として添付すること。
 - (1) 当該長期入院療法が小児の気管支喘息の治療管理に精通した常勤の小児科医の指導下で行われていること
 - (2) 当該長期入院療法を行う医療機関に院内学級、養護学校等が併設されていること
 - (3) 医療意見書とともに次の二つのデータがあること
 - ① 非発作時のフローボリュームカーブ
 - ② 直近1ヶ月の吸入ステロイドの1日使用量
- なお、認定に当たっては、小児慢性特定疾患対策協議会においても、申請

書類等が上記の要件を満たしているかについて確認すること。

- 2 気管支喘息の現行告示における「イ 1年以内に意識障害を伴う大発作がある場合」の判断の目安については、「1年以内に興奮・錯乱、意識低下等の急性呼吸不全状態が考えられる発作で、パルスオキシメーターによる酸素飽和度（SpO₂）が91%未満の場合」とすること。
- 3 本通知の適用については、平成18年4月1日以降の申請分からとすること。

別添

○厚生労働省告示第百八十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の九の六の規定に基づき、児童福祉法第二十一条の九の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成十七年厚生労働省告示第二十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

題名及び本則中「第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に改める。

- | | | | |
|----|-----------------------|----|-----------|
| 「ア | 3か月以上の大発作がある場合 | 「ア | 3か月以上の大 |
| イ | 1年以内に意識障害を伴う場合 | イ | 1年以内に意識障害 |
| ウ | 治療で、人工呼吸器管理又は挿管を行う場合」 | ウ | 治療で、人工呼吸器 |
| | | エ | 概ね1か月以上の長 |

発作がある場合
を伴う場合

に改める。

管理又は挿管を行う場合
期入院療法を行う場合」

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令
(内閣府・総務・文部科学)

〔省 令〕

○恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令
(総務四八)

○国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令(同四九)

○出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令(法務二九)

○アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令(外務七)

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部科学五)

○高等学校通信教育規程の一部を改正する省令(同六)

○紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(経済産業二)

○ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(同二二)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令(国土交通一九)

〔告 示〕

○社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁・法務・財務六)

○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(総務一八六・一八九)

○政党助成法第五條第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件(同一九〇)

○出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の医療の在留資格に係る基準の二号口の規定に基づき病院等を定める件の全部を改正する件(法務一七三)

○日本国に帰化を許可する件(同一七四)

○振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令第一條の規定による指定及び同意に係る国債を定める件の一部を改正する件(財務二二二)

○分離価格振替国債の指定等に関する省令第二條第一項に規定する固定の利付国庫債券を定める件の一部を改正する件(同二二三)

○国債及び政府短期証券の入れに参加することのできる者を定めた件の一部を改正する件(同二二四)

○農林漁業金融公庫法第十八條第一項第四号の二の資金を指定する等の件の一部を改正する件(財務・農林水産八)

○農林漁業金融公庫法別表第二の第一号の主務大臣の定める要件を定める等の件の一部を改正する件(同九)

○学校教育法施行規則第六十三條の四の規定により、別に定めることとされた学修について定める件の一部を改正する告示(文部科学三八)

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件(同三九)

○個人情報保護の保護に関する法律第三十七條第一項の規定に関する件(厚生労働一七七)

○療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一條第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部を改正する件(同一七八)

○社会保険診療報酬支払基金法第十五條第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部を改正する件(同一九九)

○健康保険法施行規則第九十八條第十一号及び船員保険法施行規則第四十七條第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同一八〇)

○健康保険法施行規則第六十八條第八号及び第七十七條第十号並びに船員保険法施行規則第四十七條第二号第八号及び第四十七條第二号第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同一八一)

○健康保険法施行規則第八十八條第七号及び船員保険法施行規則第四十七條第三号第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同一八二)

○老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第一條第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同一八三)

○児童福祉法第二十一條の九の二に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度の一部を定める件(同一八四)

○労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件(同一八五)

○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関及び登録個別検定機関を登録した件(同一八六)

○労働安全衛生法の規定により登録個別検定機関の代表者の氏名を変更した件(同一八七)

○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の所在地を変更した件(同一八八)

○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の事務所名称及び所在地を変更した件(同一九九)

○社会保険労務士法第十三條の四の規定に基づき紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を全国社会保険労務士会連合会に行わせることとした件(同一九〇)

○工事が完了した件(国土交通四一五)

○建設業法施行令第二十七條の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同号以上の知識及び経験を有する者を定める件並びに建設業法施行規則第七條の三第一号又は第二号に掲げる者と同号以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示(同四一六)

(以下次のページへ続く)

自として厚生労働省労働基準